

※別紙

【居宅介護支援利用料及び利用者負担】

- (1) 居宅介護支援については、法定代理受領サービスの場合、利用者の負担はありません。
- (2) 下記介護報酬は、介護報酬単位に地域単価5級地(10.70)を乗じて算出しています。
また、介護職員等処遇改善加算(2.1%)を含めた報酬となっています。
- (3) 利用者負担金はありませんが、介護保険料を滞納した場合は、介護報酬10割負担となるため、下記の利用料となります。お支払い後、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、指定居宅介護支援提供証明書を市区町村へ提出しますと、所定額の払い戻しを受けることができます。
- (4) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合、公共交通機関の利用の場合は、その交通費(実費)の支払いが必要となります。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル25円で徴収します。

【基本料金】

居宅介護支援費	要介護1～2	1086単位/月	11864円/月
	要介護3～5	1411単位/月	15414円/月

【加算料金一覧】

初回加算	300単位/回	3277円/回
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位/回	2731円/回
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位/回	2184円/回
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位/回	4916円/回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位/回	6554円/回
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位/回	6554円/回
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位/回	8193円/回
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位/回	9832円/回
通院時情報連携加算	50単位/回	546円/回
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回	2184円/回
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/回	4369円/回

※介護支援事業所りんどう平塚では介護職員等処遇改善加算の算定基準を満たしています。
※介護職員等処遇改善加算、ターミナルケアマネジメント加算は2026年10月より算定開始。

2026年9月1日